

仕様書等交付申請書

令和 7 年（2025 年） 月 日

(申請宛先)

熊本市上下水道事業管理者（宛）

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

令和 7 年（2025 年）2 月 14 日付けで公告のありました受付管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザルに関する仕様書等について交付されるよう申請します。

また、本件プロポーザルに関する業務及び業務終了後は、取扱条件を遵守し交付された仕様書等及び業務遂行上知り得た情報（以下「仕様書等」と言う。）を適切に管理し、本件プロポーザルに関する業務の目的以外には使用しません。

取扱条件

- 1 交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに様式第 2 号により熊本市上下水道事業管理者へ通知すること。また、本業務を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下、関連事業者という）がある場合は、同様に通知すること。
- 2 申請者及び 1 で通知した関連事業者以外の第三者へ仕様書等の情報を漏らしてはならない。（第三者への情報提供禁止）
- 3 本件プロポーザルに関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱に関する必要な事項を周知し、遵守させること。
- 4 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及び 1 で通知した関連事業者のうちで本件プロポーザルに関する業務に必要なと認められる範囲で且つ、必要最小に限り複写のみすることが出来るものとする。
- 5 交付された仕様書等の受領後、本件プロポーザルに参加しない場合は速やかに返却すること。

【本件担当者・連絡先】

商号又は名称 所在地	〒
担当部署名 担当者氏名	
TEL/FAX	/
電子メール	

※本市使用欄 受付日： 令和 年 月 日 受付番号：

情報取扱責任者通知書

令和7年(2025年) 月 日

熊本市上下水道事業管理者(宛)

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和7年(2025年)2月14日付けで公告のありました受付管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザルに関する仕様書等の情報取扱責任者を定めましたので通知します。

取扱責任者 部署名
役職・氏名
電話連絡先

(関連事業者) ※関連事業者がある場合

関連事業者① 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

取扱責任者 部署名
役職・氏名
電話連絡先

関連事業者② 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

取扱責任者 部署名
役職・氏名
電話連絡先

関連事業者③ 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

取扱責任者 部署名
役職・氏名
電話連絡先

※不足する場合は適宜追加してください。

参加表明書

令和7年(2025年) 月 日

熊本市上下水道事業管理者 宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

「受付管理システム構築業務委託」に係る公募型プロポーザルに参加を表明し、また、参加する資格について、その有無を確認されるよう、次の書類を添えて申請します。

- ・ 参加資格審査調書(様式第4号)
- ・ 水道料金等滞納有無調査承諾書(様式第5号)
- ・ 同種業務実績調書(様式第6号)
- ・ 同種業務の実績を証する契約書の写し
- ・ 利用サービス等確認書(様式第7号)

連絡先

担当部署名:

担当部署住所:

担当者名:

電話番号: ()

FAX番号: ()

電子メール:

参加資格審査調書

1 件名 受付管理システム構築業務委託

2 参加資格要件

下記に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

(1) 単独事業者として参加をしようとする場合

熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条の参加資格者名簿又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条の参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和7・8年度（2025・2026年度）熊本市業務委託契約等又は熊本市上下水道局業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

ク 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と管理者が認めるものでないこと。

ケ 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

コ 国または地方公共団体から直接受注した業務として、過去5年以内に履行が完了した、本業務と類似する同種システムの導入実績（開発中のものは除く）を有すること。

サ 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せてオの要件を全て満たす者であること。

(2) 共同企業体として参加をしようとする場合

共同企業体として熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 共同企業体の代表構成員が満たすべき条件

- (イ) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条の参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和7・8年度（2025・2026年度）熊本市業務委託契約等または熊本市上下水道局業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。
- (ロ) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (ハ) 会社更生法第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (ニ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (ホ) 熊本市から指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (ヘ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (ヘ) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (コ) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と管理者が認めるものでないこと。
- (ケ) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (ク) 国または地方公共団体から直接受注した業務として、過去5年以内に履行が完了した、本業務と類似する同種システムの導入実績（開発中のものは除く）を有すること。

イ 共同企業体のその他の構成員が満たすべき条件

- (イ) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第5条に規定する参加資格者名簿又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条の参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、令和7・8年度（2025・2026年度）熊本市業務委託契約等または熊本市上下水道局業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。
- (ロ) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (ハ) 会社更生法第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (ニ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (ホ) 熊本市から指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (ヘ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (ヘ) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (コ) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と管理者が認めるものでないこと。
- (ケ) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

【事業協同組合として入札に参加する場合のみ記入】

業務を担当する組合員名

※ 業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち1組合員でもオに規定された要件を満たさない場合はプロポーザル参加資格がないと認める。

令和7年（2025年） 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

【連絡先担当部署】

担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
電子メール			

水道料金等滞納有無調査承諾書

受付管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格の審査に伴い、熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納の有無を調査されることを承諾します。

熊本市上下水道事業管理者（宛）

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

契約①

（使用住所） 熊本市
（使用者名義）

水栓番号 C D						世代		

契約②

（使用住所） 熊本市
（使用者名義）

水栓番号 C D						世代		

契約③

（使用住所） 熊本市
（使用者名義）

水栓番号 C D						世代		

（料金課確認欄）

申請者 滞納なし ・ 滞納あり ・ 該当なし

上記のとおり確認しました。

令和 年（ 年） 月 日

料 金 課 長

同種業務実績調書

商号又は名称

代表者職氏名

番号	発注機関名	契約期間	業務名・業務概要	契約金額
1		年 月 日 ～ 年 月 日	【業務名】	
			【業務概要（規模・内容・技術的特徴など）】	
2		年 月 日 ～ 年 月 日	【業務名】	
			【業務概要（規模・内容・技術的特徴など）】	
3		年 月 日 ～ 年 月 日	【業務名】	
			【業務概要（規模・内容・技術的特徴など）】	

注 1) 国または地方公共団体から直接受注した業務として、過去 5 年以内に履行が完了した、本業務と類似する同種システムの導入実績（開発中のものは除く）のうち、代表的なものを 3 件まで記載し、契約書の写しを添付すること（必須）。

添付されていない場合、提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、当該実績を有しているとは認めない。

注 2) 発注機関名は具体的に記入すること（例：〇〇市△△課）。

質問書

商号又は名称

代表者職氏名

業務委託名：受付管理システム構築業務委託

質問事項		質問理由
担 当 部 署 名		
担 当 者 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
電 子 メ ー ル		

提案書提出書

令和 7 年（2025 年） 月 日

熊本市上下水道事業管理者 宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

受付管理システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、提案書及び関係書類を提出します。

なお、提案書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

- ・技術提案書（任意様式）
- ・システム機能要件対応表（別紙 1－2）
- ・システム帳票要件対応表（別紙 1－3）
- ・【構築費用】参考見積書及び内訳書（任意様式）
- ・【運用保守費用】参考見積書及び内訳書（任意様式）
- ・業務実施体制調書（様式第 10 号）
- ・業務実績書（様式第 11 号）
- ・（参考）運用保守にかかる確認書（様式第 12 号）
- ・提案書記述項目一覧（別紙 1－1）

連絡先

担当部署名：

担当部署住所：

担当者名：

電話番号： （ ）

FAX 番号： （ ）

電子メール：

業務実施体制調書

商号又は名称：

役割	氏名・年齢・所属	実務経験年数・資格	担当する業務内容	従事中の業務
業務責任者	氏名 _____ (歳)	実務経験年数 _____年		件数 件
				業務名
				契約相手
				内容
担当者	氏名 _____ (歳)	実務経験年数 _____年		件数 件
				業務名
				契約相手
				内容
担当者	氏名 _____ (歳)	実務経験年数 _____年		件数 件
				業務名
				契約相手
				内容
担当者	氏名 _____ (歳)	実務経験年数 _____年		件数 件
				業務名
				契約相手
				内容

再委託先	再委託する業務の内容

(注 1) 配置を予定しているもの全員について記入すること。

(注 2) 記入欄が不足するときは、必要に応じて行の追加及び複写して作成すること。

(注 3) 業務の一部を再委託する予定がある場合は、委託先及び業務の内容を詳細に記入すること。

(注 4) 資格については、本業務に関連することが分かるように記入すること。また、資格を証する資格証の写しも添付すること。

(注 5) 実務経験年数は本業務に関連する部門における経験年数を記入すること。

(注 6) 提案書提出書等提出日時点で他の業務に従事している場合は、その件数と業務内容等を記載すること。

業務実績書

商号又は名称：

発注者名	発注者種別	契約期間	業務名及び業務内容	契約金額
	官公庁	～	【利用システム（サービス）名】 【処理可能件数（年間）】	円
	官公庁	～	【利用システム（サービス）名】 【処理可能件数（年間）】	円
	官公庁	～	【利用システム（サービス）名】 【処理可能件数（年間）】	円
	官公庁	～	【利用システム（サービス）名】 【処理可能件数（年間）】	円
	官公庁	～	【利用システム（サービス）名】 【処理可能件数（年間）】	円

※過去 5 年以内に履行が完了した本業務と類似する同種システムの導入（開発中のものは除く）の業務委託について、官公庁との契約実績を 5 件記載すること（5 件に満たない場合はこの限りでない）。様式 5 の 1 号に記載した内容と重複していても可とする。

※業務内容の記載欄が不足する場合は、A 4 縦の任意様式にて添付して構わない。

(様式第 1 3 号)

参加辞退届

令和 7 年（2 0 2 5 年） 月 日

熊本市上下水道事業管理者 宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

「受付管理システム構築業務委託」に係る公募型プロポーザルに参加申請していましたが、都合により辞退します。

担当部署名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メール	

利用サービス等確認書

商号又は名称

No.	項目	内容
1	利用サービス名	
2	サービス提供事業者	
3	利用サービスの導入実績	

※仕様書記載の要件を満たす外部サービスの利用サービス名を記載すること。
付随して利用する全てのサービスを記載すること
(アプリ含)

※社外サービスを利用する場合は提供元事業者を記載すること。

※No1で記載したサービスが導入されている自治体名・部署名・構築システム名を記載すること
複数の場合は、代表的な自治体のみでよい。

上記利用サービスに関して以下、確認すること。

リスク有無 確認事項 ※リスク有の場合は、リスクの内容を記載すること。

下記欄に☑を記載すること。

	確認事項	リスクの有無と内容
1	外部サービス提供者の運用詳細等が公開されない場合に、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となるリスク。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合はリスク内容を記載
2	利用者が、利用する外部サービスを自組織のセキュリティポリシーに見合うサービスかどうか評価が適切に出来ない場合、セキュリティに対する影響が発生するリスク。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合はリスク内容を記載
3	外部サービス提供者が所有する資源の一部を利用者が共有し、その上に個々の利用者が管理する情報システムが構築されるなど、不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つの外部サービス基盤で共用することにより、情報が漏えいするリスク。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合はリスク内容を記載
4	外部サービスで提供される情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用されることによるカントリーリスク。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合はリスク内容を記載
5	サーバ装置等機器の整備環境が外部サービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーン・リスクへの対策が容易に確認できないリスク。	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合はリスク内容を記載

利用サービス 確認事項

下記欄に☑を記載すること。

N o .	確認事項	確認結果
1	一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格 I S O / I E C 2 7 0 0 1 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ I S M S ）適合性評価制度」認証の取得又は同等程度の水準を備えていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
2	当該サービスのサービス約款、利用規約、SLAが存在していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
3	日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、外部サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定すること。国内の外部サービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
4	外部サービスの中断時の復旧要件が基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
5	外部サービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法が基本契約に規定されていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
6	稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項がサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
7	外部サービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように基本契約に定めること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
8	外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認すること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
9	外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認すること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
10	情報セキュリティインシデントへの対処方法について、外部サービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定めること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
11	脅威に対する外部サービス提供者の情報セキュリティ対策（なりすまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等）の実施状況やその他の契約の履行状況の確認方法が基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
12	情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法について、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
13	外部サービス提供者により、利用規約、各種設定が変更される可能性があるため、変更内容の確認方法や連絡方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定めること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)

導入・構築 確認事項

下記欄に☑を記載すること。

N o .	確認事項		確認結果
1	アクセス制御に関する事項	不正なアクセスを防止するためのアイデンティティ管理（IDのプロビジョニングから廃棄まで）とアクセス制御を実装していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
2	アクセス制御に関する事項	システム管理者等の特権アカウントが外部サービスに接続する際は、強化された認証技術（多要素認証等）を用いていること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
3	アクセス制御に関する事項	外部サービス利用者による外部サービスに影響を与える操作の特定と誤操作の抑制するために、手順書の作成や誤操作を認識可能なアラート等の実装を考慮していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
4	アクセス制御に関する事項	外部サービス上で構成される仮想マシンに対して、適切なセキュリティ対策（WAF）を行っていること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
5	アクセス制御に関する事項	インターネット等の外部の通信回線から庁内通信回線を経由せず外部サービス上に構築した情報システムにログインすることの可否の判断を行っていること。（リモートから外部サービスにインターネットで直接接続するようなケースが有る場合のみ該当）	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
6	暗号化に関する事項	取り扱う情報の機密性に応じた保護のための適切な暗号アルゴリズム（CRYPTRECにより安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」）を用いた暗号化処理が行われていること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
7	設計・設定及び開発に関する事項	外部サービスの利用の企画、要件の確認の段階から想定される脅威やリスクに対するセキュリティ対策を検討し、その検討結果を踏まえ、設計・開発におけるセキュリティ対策を行っていること。また、外部サービスで取得可能なログの種類、範囲等を確認し、必要となるログの取得機能を実装していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
8	設計・設定及び開発に関する事項	外部サービス内における時刻同期の方法について確認し、取得するログの時刻、タイムゾーンを統一していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
9	設計・設定及び開発に関する事項	設計・設定時の誤りの防止の対応として、設計書や設定のレビューやクラウドサービスのフレームワークとの比較などを行っていること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
10	設計・設定及び開発に関する事項	セキュリティを保つための開発手順やフレームワーク等の情報を活用していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
11	設計・設定及び開発に関する事項	外部サービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合のそのソフトウェアの外部サービス上におけるライセンス規定を確認していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
12	設計・設定及び開発に関する事項	外部サービス上に構成された情報システムと他の外部サービス利用者のネットワークやサブネット間等の異なるネットワーク間の通信（トラフィック）を監視すること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
13	設計・設定及び開発に関する事項	利用する外部サービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能（移植容易性）について、必要に応じて外部サービス提供者に報告を求め、業務が継続できるよう考慮していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）
14	設計・設定及び開発に関する事項	外部サービスを利用する業務で必要となる可用性（冗長構成や冗長回線等の実装）を考慮した設計になっているか確認していること。	☐ 確認済 （不適切と考えられるものなし）

利用サービス運用・保守 確認事項

下記欄に☑を記載すること。

N o .	確認事項		確認結果
1	運用・保守時における利用方針に関する事項	外部サービス提供者と責任分界点について確認し、リスクの受容可否を判断できること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
2	運用・保守時における利用方針に関する事項	利用承認を受けていない外部サービスは利用できないこと。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
3	運用・保守時における利用方針に関する事項	外部サービス提供者に対して定期的にサービスのサービスレベルを確認できること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
4	運用・保守時における利用方針に関する事項	利用する外部サービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制が明確にできること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
5	運用・保守時における教育に関する事項	利用する外部サービスの手順書（操作手引書）を定め、利用者に周知できること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
6	運用・保守時における教育に関する事項	利用する外部サービスにおける情報セキュリティリスクとリスク対応について利用者に共有をはかることができること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
7	運用・保守時における教育に関する事項	利用する外部サービスに関する適用法令や関連する規制等がある場合は、利用者に周知できること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
8	運用・保守時における資産管理に関する事項	外部サービス上で利用するIT 資産が脆弱性による影響を受ける場合に備え、利用者側の責任範囲を明確にしていること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
9	運用・保守時における資産管理に関する事項	外部サービス上に情報を保存する場合は、個人情報の有無、機微性の高低等の情報に対する格付・取扱制限等が把握できるようにしていること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
10	運用・保守時におけるアクセス制御に関する事項	システム管理者特権を割り当てる場合のアクセス管理と操作に関するログを取得できること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
11	運用・保守時におけるアクセス制御に関する事項	外部サービスの各利用者に割り当てたアクセス権限に対して、定期的な見直し（異動時、退職時等の確認）を行うことができること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
12	運用・保守時におけるアクセス制御に関する事項	外部サービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合は、その機能の確認と利用できる者を制御していること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
13	運用・保守時におけるアクセス制御に関する事項	利用する外部サービスの不正な利用を監視（例：業務時間外の利用等を外部サービスに対するアクセスログで確認）できること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
14	運用・保守時における暗号化に関する事項	外部サービスに情報資産（データ）を保存する場合、暗号化の仕組みや暗号化に使用する鍵の管理方法について確認していること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
15	運用・保守時における暗号化に関する事項	鍵管理機能を外部サービス提供者が提供するものを利用する場合、リスクがないか確認していること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)
16	運用・保守時における暗号化に関する事項	鍵管理機能を外部サービス提供者が提供するものを利用する場合、鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける仕組みに関する内容を確認し、リスクがないか確認していること。	□確認済 (不適切と考えられるものなし)

利用サービス運用・保守 確認事項 下記欄に☑を記載すること。

N o .	確認事項		確認結果
17	運用・保守時における外部サービス内の通信に関する事項	利用する外部サービスのネットワーク基盤が他の利用者のネットワークや通信と分離されていることを外部サービス提供者の開示している情報等で確認していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
18	運用・保守時における設計・設定に関する事項	外部サービスの設定を変更する場合、設定の誤りを防止するための対策（グローバルなセキュリティのガイドラインやフレームワークとの差異の確認等）を行っていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
19	運用・保守時における設計・設定に関する事項	利用者が行う重要な操作に関する手順書を作成していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
20	運用・保守時における設計・設定に関する事項	利用する外部サービスの仮想マシンのネットワークが他の利用者のネットワークと分離されていることを外部サービス提供者の開示している情報等で確認していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
21	運用・保守時における事業継続に関する事項	不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップを実施（外部サービス提供者が提供する機能を利用する場合は、その実施の確認）していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
22	運用・保守時における事業継続に関する事項	外部サービスが、業務に必要な可用性を満たしたものになっているのか確認していること。また、復旧に係る手順の策定と定期的な訓練を実施していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
23	運用・保守時における事業継続に関する事項	外部サービス提供者からの設定やバージョン等の変更の確認方法と利用する外部サービス上のシステムへの影響があった場合を想定し、復旧手順について確認していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
24	運用・保守時における事業継続に関する事項	外部サービスで利用しているデータの容量、性能等を監視し、外部サービスまたは、外部サービス上のシステムに影響について把握していること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
25	運用・保守時におけるインシデント対応に関する事項	利用者が、外部サービスにおける情報セキュリティインシデントや情報の目的外利用等を認知した場合、外部サービス管理者へ報告を行うことができること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)
26	運用・保守時におけるインシデント対応に関する事項	外部サービス管理者が利用者からインシデント報告を受けた場合の対応の手順を定めていること。	☐ 確認済 (不適切と考えられるものなし)

(参考)運用保守にかかる確認書

商号又は名称

(参考) 運用保守にかかる確認事項

下記欄に☑を記載すること。

運用保守に関して、以下の3つのいずれかに該当する場合は、構築事業者と契約することがあります。
については、貴社が受付管理システムを構築した場合について、下記にご回答ください。

	確認事項	可否
1	・今回構築する受付管理システムに構築事業者独自の技術が用いられるか	☐有 ☐無 ※有の場合はその概要を記載
2	・今回構築する受付管理システムに既得の著作権などが含まれるか	☐有 ☐無 ※有の場合はその概要を記載
3	・その他、構築事業者以外の事業者では取り扱えない内容が含まれるか	☐有 ☐無 ※有の場合はその概要を記載